

東京キモノショーは一切、間に入ることはない。それは審査員の先生方も同様である。

仕立てに係る契約書

社名 _____ (以下「甲」という)、及び和裁職人 _____ (以下「乙」という)とは、甲からの仕立ての依頼に関して、信頼と協調の精神をもって次の通り基本契約書を締結する。

第一条(目的)

本契約は甲と乙の取引関係について基本的事項を定めるものであり、甲が乙に仕立てを依頼する際の約束事を、取り決める目的にするものである。

第二条(理念)

1. 甲および乙は信義に則り、誠実に取引を行わなければならない。
2. 甲および乙は三方良しを旨とし、甲は自店のお客様のみならず、乙の立場も守るものとする。
また乙も、甲の利益を妨げるような行為はしてはならない。
3. 甲は仕立てに関しての創意工夫・努力を積み重ねて消費者に向き合うことを惜しまず、乙と手を携え、消費者の願望・ニーズに応えて信用の維持・伸長に努めること。

第三条(取引の定義・適用)

1. 本各契約が適用される取引は、以下のとおりである。
 - ① 甲が乙に仕立てを依頼する。その際、あらかじめ仕立て代に関して明示すること。
 - ② 甲は、本体の仕立て代のみならず、ハギを入れることや、紋があるかないか、柄衿はどうするなど、他に手間取ることに関しての対価も、きちんと取り決めをすること。
 - ③ 遠隔地の場合の送料を事前に取り決めること。
 - ④ 裁ちミスや汚れの付着などがあった場合、乙に弁済させることは止む追えないが、その金額に一切の利益を乗せないこと。つまり、原価で対応すること。

第四条(基本契約)

本各契約は甲と乙間の継続的な仕立ての取引に関する基本的事項を定めたものであり、甲と乙間で締結される仕立ての売買契約に共通して適用される。

第五条(効力発生条件)

本契約の効力は、甲と乙が本契約書に署名捺印した日とする。

第六条(東京キモノショーの立場)

1. 甲の要請に対し、東京キモノショーが乙を紹介するが、双方を保証するものではない。行き違いや双方の誤解など問題が発生しても、東京キモノショーには責任はないものとする。さらに

第7条(契約期間)

1. 本契約の契約期間は署名捺印された日から1年とする。ただし、特段の意思表示がない場合、同一条件をもって1年間継続延長するものとする。以後も同様である。

第8条(契約解除)

1. 甲及び乙は、前条の契約期間内といえども、現状の仕事終わりまでに書面で告げることにより本各契約を解約することができる。

第9条(協議事項)

本各契約の各事項に疑義が生じたとき、または本各契約に定めのない事項については、甲と乙は誠実に協議して解決するものとする。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 ご住所

社名

代表者名

印

乙

印